

反処分・反テロ裁判

圧倒的勝利判決！

本日、東京地方裁判所は「反処分・反テロ裁判」について、会社に対し原告組合員5名へ損害賠償としてそれぞれ33万円を支払うことを命じた勝利判決を下しました。

これは2006年12月20日、本部委員長をはじめとする5名の組合員が、中央労働委員会命令の履行確認をするため東京第二運輸所を訪れたことを会社が「業務妨害」として110番通報までも行い、さらには所長名の掲示で「テロリスト的な行為である」とでっち上げ、組合員を不当処分したことに対して会社を相手取って訴えていたものです。

裁判長は判決文の中で「テロリスト的な行為という記載は、事実と異なる不適切な表現と言わざるを得ない」「本件所長書面の掲示は原告の名誉を毀損する不法行為である」と断罪しています。

この間、会社による不法行為は最高裁5連勝に見られるように、次々と明らかにされています。これらの勝利判決に自信を持って、労働者らしく働ける職場をつくるため、さらに闘おう！

正当な労働組合活動を

「テロリスト的な行為」と
でっち上げた会社を断罪！

会社は直ちに
損害賠償を支払え！